

泉佐個審第13号
平成25年9月24日

泉佐野市長
千代松 大耕 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 杉島 幸生

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成25年6月14日付け泉佐総総第380号で諮問のあった「ふれあい収集事業の実施に伴うセンシティブ情報の収集について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第6条第3項の規定による収集禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 承認

理由 ふれあい収集事業（以下「本件事業」という。）は、高齢、障害等の理由により、ごみを排出場所に出すことが困難な世帯に対し、戸別に収集するとともに、希望者には安否の確認を行うことによって、ごみ出しの負担を軽減し、在宅生活の支援を行うことを目的とするものである。

諮問された事項については、おおむね、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必要かつ不可欠であると認められる。ただし、いくつかの問題点が見受けられることから、次のとおり意見を付すので、本件事業の実施に当たっては、収集する個人情報の必要性を十分に検討し、厳格に運用することとされたい。

- 意見
- 1 個人情報を収集する場合は、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必要かつ最小限の範囲内で収集することが原則である。本件事業については、戸別収集を希望する場合、安否確認を希望する場合等に応じて、その必要とされる個人情報の範囲が異なるものである。ケースバイケースに応じた利用申込書を用意し、必要かつ最小限の個人情報を収集することとされたい。
 - 2 本件事業は、既に実施されていることから、必要な範囲を超えて収集した個人情報が見受けられるところである。例えば、かかりつけ医や生活保護の受給情報については、基本的に必要であるとは認められない。この問題を解消するためには、新たな利用申込書により改めて同意を得ることが望ましいと考えられる。
 - 3 泉佐野市ふれ愛収集実施要綱と実際の事業の取扱いに相違点が見受けられ

る。適切ではないと考えられる規定を次のとおり列記するので、改正について検討されたい。

- (1) 第1条で「ふれ愛収集」について、「ごみの戸別収集」と「安否確認」とが互いに異なる概念として定義されていないこと。
- (2) 対象世帯を規定している第2条各号に「前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの」が規定されていないこと。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、異常が見受けられる場合には、関係機関等への連絡をしていること。